

「国立公園における協働型管理運営を進めるための提言(平成26年3月)」と今後の対応

1. 国立公園管理の現状

本年は、日本で最初の国立公園が誕生して80年の節目の年。環境省では、全国31箇所¹の国立公園において、現地事務所に職員(自然保護官:通称レンジャー)を配置し、多様な関係者の協力を得つつ、自然環境の保全などの管理を実施。

2. 課題と背景

- 観光形態の変化などを受けた利用者の減少
- 外来種や野生鳥獣による被害などの新たな課題
- 国際的にも協働型の管理運営に対する関心の高まり

3. 対応の方向性

- 国立公園のビジョンや管理運営方針等について、環境省と地方公共団体をはじめとする地域の多様な関係者が共有し、役割分担をしながら国立公園の管理運営に取り組む。
- 国立公園が所在する地域の計画・施策と密接に連携することにより、国立公園の管理運営の充実を図る。

4. 提言のポイント

環境省、地方公共団体(都道府県及び市町村)、観光関係者、有識者、地域住民等により構成される常設の「総合型協議会」を設置・運営。

協議会の役割

- 国立公園の総合的・長期的なビジョンの決定・共有
- 国立公園の管理運営方針の決定
- 具体的な行動計画と各主体の役割分担の決定
- 行動計画に基づく取組の進捗状況の確認 など

※ビジョンや管理運営方針などを「国立公園管理計画」に位置づけることにより、環境省の制度との整合性を確保



5. 各国立公園での具体的な取組

各国立公園の地域特性を踏まえた管理運営

- 各国立公園の特徴を踏まえた国立公園のビジョンや管理運営方針等を定め、地域固有の自然環境、歴史・文化、農林水産業等の魅力を活かした取組を展開

《想定される活動例》

きめ細やかな利用者サービスの提供

- 環境省、地方公共団体、観光事業者が連携し、地域や国立公園の魅力を分かり易く発信するとともに、公共施設と民間施設が連携した利用者サービスを提供

国立公園の内外の連携による地域活性化

- 国立公園内の取組と国立公園外の地域の取組を連携させることにより、地域の活性化に寄与

鳥獣被害対策や自然再生等の実施

- 環境省と地方公共団体、地域の関係団体との協働により、シカ等の鳥獣害対策事業や自然再生事業等を実施

全国的な情報共有・国際的な情報発信

- 全国の協議会で取組状況や課題等に関する情報共有を図るとともに、日本の取組を国際的に発信